



# 岐阜北週報

3月 水と衛生月間

|       |        |       |       |           |
|-------|--------|-------|-------|-----------|
| □ 題 字 | 永瀬 章   | □ 会 長 | 永瀬 章  |           |
| □ 例 会 | 毎週水曜   | □ 副会長 | 前田 吉彦 | 2017-2018 |
| □ 会 場 | 岐阜都ホテル | □ 幹 事 | 西垣 康紀 | No.1711   |
|       |        | 会報委員長 | 安藤 重広 | 18.3.7発行  |

| 前回の記録  | 本日の予定  | 次回の予定  |
|--|--|--|
| 第 1710 回 例会 2/28 (水)<br>卓話 (8)<br>100万\$<br>ビットコインと税金<br>担当：片桐・波多野 | 第 1711 回 例会 3/7 (水)<br>クラブフォーラム (8)<br>担当：クラブ奉仕委員会 | 第 1712 回 例会 3/14 (水)<br>卓話 (9)<br>新庁舎の建設について<br>担当：長野・川崎 |

## 会長挨拶



先週の会員増強委員会による夜間例会には、沢山の会員のご出席ありがとうございました。また、入会見込みのご友人を誘ってくださった方には感謝申し上げます。昨年の秋の夜間例会には5名の見込みの方の中から、2名の新規の入会者を獲得することが出来ました。今回は4名の見込みのお客様をお迎えいたしました。

出席くださった方は、『ロータリーって何？入ってみようか？』と疑問や不安をもって参加していると思われます。お酒を酌み交わしながら皆さんで、是非、疑問や、不安を払拭していただき、本日の通常の例会にご参加していただきたいと期待を寄せていましたが、残念ですが参加者はお見えになりませんでした。

『鉄は熱いうちに打て』の諺があります。是非、紹介者の皆様、間をおかないうちに、今一度、アタックしてください。よろしくお願いいたします。

## 会長挨拶 続き

ロータリークラブは親睦と奉仕です。でも、まずは親睦です。ヴィジッターの皆様、どうぞ、ロータリーを楽しんでください。

## 出席報告

会員数：32名  
 出席数：25/32名  
 出席率：78.13%  
 欠席者：7名（出席免除 3名 86.21%）  
 来訪者：4名

## ニコニコBOX（敬称略）

波多野 光裕：本日卓話です。よろしくお願ひします。  
 片桐 順一郎：今日卓話です。波多野さんよろしくお願ひします。  
 森本 時夫：連続欠席で申し訳ありません。  
 谷藤 哲：やっとあたたかくなりました。

## 例会行事（敬称略）

■ 親睦・交流委員会  
 観桜例会のご案内  
 日時 平成30年4月4日（水）  
 例会 12時30分～13時30分  
 会費 2000円  
 出欠のご返事は、3月14日（水）の例会終了まで。

## 例会行事（敬称略） 続き

## ■ 次期幹事 辻 博

2018年地区研修 協議会が開催されます。  
出席要請者は、必ず出席ください。  
日時 2018年4月14日（土）

## ■ クラブ奉仕委員会

来週クラブフォーラムを行います。  
皆さんでリスカッションしていただきます。

## ■ 幹事

新入会員の住所録が出来ましたので、手帳に張  
っておいて下さい。  
1月末に旧井会員が退会されました。

## ■ 箕浦ガバナー補佐より

ロータリーバッジをいつもつけてほしいとのお  
願いがありました。  
岐阜城ロータリークラブより水流長良川中流域  
における「鮎の稚魚放流事業」に協賛をお願い  
したい。一口3000円。

## 卓話

1. ビットコインとは  
下の図を参照。

## 卓話 続き

## 2. ビットコインと税金

## (1) 雑所得

- ・利益が多くなるほど税率が高くなる。  
（総合課税）
- ・雑所得の赤字は、損益通算ができない。
- ・雑所得の赤字は、翌年以降への繰越もできない。

## (2) 株の売却との税金の違い

- ・現在は、株の売却益は、譲渡所得に該当し、  
分離課税の対象です。
- ・上場株の売却損は、配当と相殺できます。
- ・相殺しきれなかった赤字は、翌年以後3年間  
繰越ができます。

## (3) FXとの税金の違い

- ・FX取引の利益は雑所得ですが、申告分離課  
税になっています。
- ・赤字は、翌年以後3年間繰越ができます。

## (4) 馬券との税金の違い

- ・公営ギャンブルの払戻金は原則一時所得にな  
ります。
- ・年50万円までなら、課税されない。

## 3. ビットコインと差押え

- ・現在の法律で国が差し押さえることができる  
のは、債務者が所有している財産や、債務者  
名義の債権で、仮想通貨は対象になっていま  
せん。

## ■ビットコインチャート (2011~2017)



## 卓話 続き

・ビットコインの保有は、「ブロックチェーンに刻み込まれたデータ」に過ぎないことから、物理的に管理することができず、誰に対する「債権」でもないからです。

## 例会風景



## 次回例会のご案内

第1712回 例会 3月14日(水)

卓話(9)

新庁舎の建設について

担当者：長野・川崎

会報・広報 3月担当 岡田 一二三